
安全宣言の見直し（案）

令和8年3月26日



廃棄物規制担当参事官室/PCB廃棄物処理推進室

これまでの絞り込み調査活動の概要



絞り込み調査		調査結果(要点)	PCB不含有とする判断基準
名称	活動内容		
原因究明ワーキンググループ	<ul style="list-style-type: none"> 原因究明ワーキンググループ(H16年2月16日、低濃度PCB汚染物対策検討委員会の下に設置)で本格調査開始 絶縁油のPCB汚染の原因調査 汚染の範囲(年代や今ルート)の特定に資する情報の収集 	<ul style="list-style-type: none"> 調査結果は第4回検討委員会(H17年5月10日)で報告 製造年代別の検出率は1990年を境に激減している 機種別の傾向として封じ切り機器でも検出 濃度分布は50ppm以下が大多数を占めている 製造年代別の平均検出濃度は1990年以降で低下にある 同族体分析結果から汚染原因は単一ルートではなく、複数の混入経路や拡大経路が重なったと推論する いわゆる「安全宣言」として機器類の汚染範囲(年代・混入ルート等)の特定がなされた 	<p>【変圧器】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1990年2月以降の製造品かつ新油絶縁油使用の製造品 1990年2月以降の製造品かつ絶縁油メーカー直接現地搬入、現地注油の製造品(*但し油交換やメンテ履歴不明品は除外) <p>【コンデンサー】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1994年以降の製造品
日本電機工業会(JEMA)による調査	<ul style="list-style-type: none"> 「PCB特措法届出情報」、「電気保安協会提供情報」等を基にJEMA会員メーカーへのヒアリング調査を実施 	<p>【今回の調査報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> PCBの検出事例の多くはメーカーの製造時点が原因ではない 保守や点検作業、油の交換作業が要因となる場合が多い 分析時のコンタミネーション(混入)も原因の一つである 上記の3点から、製造後の要因による可能性が高いと確認できた 	<ul style="list-style-type: none"> 変圧器やコンデンサーについては「安全宣言」の考え方を考慮し判断 特措法届出情報、保安協会提供情報、メーカーの製造・品質管理情報で総合的に判断 製造時点で低濃度PCBが混入している可能性を否定できない機器を合理的に特定し判断
機器メーカー(ニチコン)による調査	<ul style="list-style-type: none"> 「自社品ユーザー提供情報」等を基に自社製造工程等の調査を実施 	<p>【今回の調査報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2004年4月以降のPCB検出は製造工程が原因ではないと判断 1989年以前製造機器は不検出データがないため全て対象とする 1990～2004年3月製造機器は製造年や形式で絞り込みを行い対象範囲を合理的に縮小できることを示した 	<p>【自社製コンデンサー】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2004年4月以降の製造品はPCB不含有

絞り込み調査結果の反映と適用

これまでの絞り込み調査の結果

低濃度PCBの検出事例主な要因は、保守・点検作業や油の交換作業であり、分析時のコンタミネーション（混入）も原因の一つと推定されることから、製造後の要因による可能性が高いと確認された。

変圧器やコンデンサーについては安全宣言や特措法届出情報、分析結果、メーカーの製造・品質管理情報などを総合的に考慮し、製造時で低濃度PCBが混入している可能性がある機器を合理的に絞りこんだ。

この絞り込みは、不要な分析や処分を避け、関係事業者の負担軽減を目的として行われた。

今後、新たな検出事例が出た場合は、その内容を精査し、必要に応じて見直しを行うこととした。

調査結果の適用

製品区分	PCB含有の可能性があると判断する考え方
変圧器	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>1993年12月までの製造品</u>を含有品とする。 (ただし富士電機製は1994年12月までの製造品を含有品とする)
コンデンサー (3kg以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>1990年12月までの製造品</u>を含有品とする。 (ただしニチコン製は2004年4月までの製造品を含有品とする)
変圧器やコンデンサー以外の製品	<ul style="list-style-type: none"> ・開閉器や遮断機などの電気工作物は、3kg以上コンデンサーの判定基準に従う。

※制御盤やキュービクル等の組み立て機器や溶接機やX線検査機器等に組み込まれている小型コンデンサーについては、廃棄段階で3kg以上コンデンサーの考え方に従って判断する。使用中の判断方法については引き続き検討する。